

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

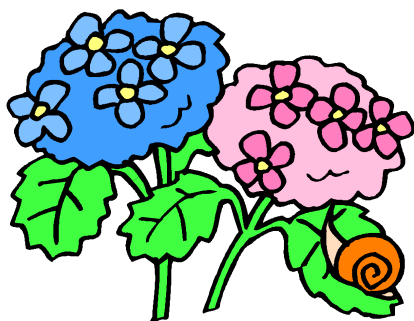
今月から住民税が上がります！

6月より、多くの方の住民税が上がることになります。

住民税が変わるのは、定率減税が今年分から廃止されたことありますが、平成18年度税制改正において国税(所得税)から地方税(住民税)への税源委譲が実施されたことがそれ以上に大きく影響しています。

具体的には、いままで所得に応じて5%、10%、13%に分けられていた所得割の税率が10%(道府県民税4% + 市町村民税6%)に統一されます。また、それによって生じる納税額の差額については所得税率で調整されるとともに、所得税と住民税の人的控除(基礎控除や扶養控除)の差額についても調整控除が用意され、定率減税廃止分を除いて所得税 + 住民税の額は従来と変わらないように配慮されています。

既に給与から源泉徴収される所得税の率は今年1月分から見直されており、確定申告を行う人の場合は来年の確定申告で使う所得税率が変わります。しかし、住民税の場合は前年分の所得にかかる住民税を翌年6月から支払うことになっているため、給与所得者の場合は6月徴収分から、それ以外の方も6月末納期限分から住民税が変わることになるのです。



ちなみに、住民税は高額所得者を除くほとんどの方のケースで大きく上がることとなります。たとえば、給与所得500万円夫婦 + 子供2人(うち一人は特定扶養者)の場合、年税額は約7万円から13万円5千円(定率減税廃止分含む)と2倍近くにもなります。

昨年も6月から7月にかけて、主に高齢者から「住民税や国民健康保険料、介護保険料が高すぎる」との問い合わせや苦情が地方自治体に多く寄せられ、各自治体では臨時的相談窓口を開設するなど対応に苦勞していました。これは、平成16年度税制改正で公的年金控除や高齢者控除が見直された結果、高齢者を中心に住民税や国民健康保険料などが上がったことによるものだったのですが、やはり納税者への周知徹底、説明不足があったことも否めません。今回も前回同様に多少の混乱は、避けられないような状況ではないかと思いますがご注意ください。

10月から信用保証協会の保証割合が80%の縮小へ

今年10月より信用保証制度が改定され、保証協会の保証割合が80%に縮小されることになりました。

信用保証制度とは、中小企業者が金融機関から事業用資金を借りる際に、全国52の信用保証協会が保証人になってくれる制度です。信用保証協会が保証人になってくれることで、金融機関は安心して中小企業に融資することができます。そして、中小企業は所定の信用保証料を保証協会に支払う必要があるものの、「貸し渋り」にあたり、慌てて保証人を捜すような羽目に合うことが少なくなったのです。

今年10月の改定では、これまで信用保証協会が100%背負っていた保証責任を、信用保証協会(80%)と金融機関(20%)で共有する「責任共有制度」が導入されます。信用保証協会の保証割合が100%であれば金融機関の貸し出しリスクはありません。しかし、10月の改訂により金融機関は20%の貸し出しリスクを負うことになるわけです。



CONTENTS

今月から住民税が上がります!	P.1
10月から信用保証協会の保証割合が80%の縮小へ	P.1
レシートと領収書の扱いについて	P.2
「ポイント」という名の負担の先送り	P.3
年金個人情報提供サービスのご案内	P.4
投資信託最新情報～グリーンズパソ発言「中国はいずれ劇的収縮」	P.6
気をつけたい電話対応	P.7
6月度の税務スケジュール	P.7
今月の名言録	P.8
無料相談会実施中!	P.8

そうすると、金融機関の貸し出し審査は当然厳しくなるでしょう。また、先日行われた日銀の「利上げ」の影響などによって金融機関の貸し出し金利が上昇傾向にあります。10月までに再度の利上げが実施される可能性も低くはありません。10月以降、中小企業にとって金融機関からの資金調達が厳しい状況になる恐れがあるのです。

ただし、「責任共有制度」と同時に「小口零細企業保証制度」も導入されます。この制度は従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人又は個人に対して、融資残高1250万円まで保証協会が100%保証する制度です。小口零細企業については責任共有制度の弊害を受けないよう配慮されたのです。

レシートと領収書の扱いについて

領収書については国会でも大きな話題となっていますが、会計や税務における領収書の重要性については言うまでもありません。領収書が無ければ税務署が経費を認めてくれないことがありますし、経費の種類(費目)や支払いの正当性を図る上でも、領収書を受け取って保存しておくことは経理業務の基礎中の基礎です。

ところで、「領収書ではなくレシートではダメなのか?」という疑問を良く受けます。結論から言うと、きちんとしたレシートであれば税務上は問題がありません。

領収書とレシートを辞書で引くと以下のように記載されています。

< 大辞林より引用 >

領収書

金銭を受領した旨を記して渡す書きつけ。受け取り。領収証。

レシート

領収書。一般に、金銭登録器で印字したものをさす。



つまり、一般的に手書きのものを領収書(領収証)、レジ等で印字されたものをレシートと呼んでいるのです。そもそも、税務において領収書は絶対必要不可欠のものではありません。領収書の出ない交通費や結婚式の祝儀などは、内部の支払い記録や招待状等に祝儀の金額をメモしたもので代用できます。要は支払ったことが証明できれば良いわけで、第三者が発行した領収書がもっとも手軽で信用できるだけなのです。

従って、機械で印字されたレシートはダメだという考え方はありません。逆に機械で印字されたものだからこそ信用できるという考え方だってあります。事実、手書きの領収書だけを保存していた会社が税務調査で「不自然」と指摘され、購入品目や目的を細かくチェックされたケースもあるのです。

重要なのはレシートの記載内容で、最低限、購入店と支払金額が記載されたものがが必要です。品目も記載されている方がベターです。

また、消費税の原則課税を選択している場合は以下の要件(消費税法30-9)の記載が必要とされていますが、(5)を除けば品目が記載された通常のレシートで問題ありません。また、(5)については3万円以下の場合に省略可能ですから、消費税の原則課税を選択している場合は3万円以上の場合のみ宛先を記載した領収書を発行してもらいます。

- 1).書類の作成者の氏名又は名称
- 2).課税資産の譲渡等を行った年月日
- 3).課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- 4).課税資産の譲渡等の対価の額
- 5).書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称



なお、レシートの印字が青色のものや薄いものは、長期間保存しておくとき印字が見えなくなる場合があります。このような場合も領収書に替えてもらった方が良いでしょう。

「ポイント」という名の負担の先送り

航空会社や家電量販店が顧客の囲い込みサービスとして始めたポイントサービスは、異業種などとの提携も広がって乱立状態になっています。

<ポイントが客を呼ぶ>

もともと、ポイントカードは、小売店や商店街などが買い物客の囲い込み策として始めた「一種のおまけ」でした。かつては、紙製のカードにスタンプを押していたものが、IT化の進展で磁気カードやICカードに購買履歴などとともに付与ポイントを蓄積させる仕組みに変わりました。しかし、おまけであった「ポイント」が値引きのツールとして活用されています。通常のポイント付与率は0.5~1%程度が中心とみられますが、大手家電量販店などのそれは最低でも10%で、ものによっては(景品表示法の上限である)20%近いものまであります。各社とも横にらみでポイントの付与率を競っており、いってみればポイント付与に名を借りた「値引き競争」になっています。



<ポイントの提携>

さらに、従来は発行した企業のみで使われていたポイントも最近は、提携先の異業種などでも相互に利用できるようになり「ポイントの社外流出」が日常茶飯事となっています。例を挙げると、ポイントの一種であるマイレージサービスが顧客の囲い込みサービスとして不可欠になっている航空業界でも、レンタカーやガソリンスタンド、レストラン、物品販売店など異業種と提携、マイル(ポイント)の交換、利用ができるようになったことから、航空便を利用することなくマイルを貯めて、そのたまったマイルを使って航空便を利用する「陸マイラー」も出現しています。

ここまでくると、小売業などにとってもポイント発行は販売促進策やマーケティング上からも無視できない存在となり、発行企業も急増しており、シンクタンクの推計によるとポイントの発行数は(最低でも)5000億円に迫る勢いになってきています。

<経営上のリスク>

こうしたポイントサービスの乱立状態、そして利用の拡大が、発行企業にとって新たなリスクを発生させています。

その最大の理由は、利用率の上昇です。

異業種が発行するポイントとの相互交換など使い勝手の良さが利用率を上昇させ、結果として企業にとっての将来の引当金増加リスクが高まってきているのです。

通常、顧客が商品を購入した場合、その額は企業の売上高に計上され相応のキャッシュが入ります。一方、顧客が貯めていたポイントを使って商品を購入した場合は、同様に売上は立ちますが企業にはキャッシュが入ってこないため、その相当額を販売促進費など経費として計上することで穴埋めする必要があります。ポイントの発行企業は「ポイント還元」という名の将来の債務を背負っているわけなのです。この経費は、大半の発行企業は会計処理上は引当金や供託金、信託金として計上しています。特に上場企業の場合は、将来負担発生の可能性が高いこと、負担額をある程度合理的に見積もることができるなどの理由から、監査法人は引当金の必要性を強力に指導しています。引当金の見積もりは、単純化すると「ポイント発行総数×利用率」で算出されます。ただし算出に用いられる利用率は基本的には前年度の実績となるため、利用率の上昇が引当金の増加を意味することとなります。

また、監査法人の姿勢も、監査事故一つで監査法人が株主代表訴訟や法人解体に巻き込まれる時代となり、監査法人内で企業を監査する監査チームに対する、審査チームからのプレッシャーが強まっています。「見積もりの要素が大きく、リスクの高い監査項目」である引当金については、将来の経営に与える影響などについてより厳しく監査する姿勢になりつつあります。

<マイルの現状>

航空業界では、通常付与されるマイルに加えてボーナスマイルが付与されるキャンペーンが花盛り。一年の半分以上がマイルのキャンペーンという状況です。マイルは発行時点では原価がかからないため、「出血なきカンフル剤」として乱用されやすい販促施策という経営判断が背景にあるとみられます。ただ利用率の上昇によって、当初、「貯まったマイルの利用は空席で還元するからコストはかからない」として始めたものが、供給座席数が追いつかず「マイルで席が取れない」という顧客の不満が噴出しています。有償座席を削ってマイレージ用座席に充当すれば売上減になるし、席が確保できないため他の商品や提携先のポイントで還元されることになれば引当金増というジレンマに陥っています。



<経営上の課題として>

ポイントを活用した経営は、現在の顧客確保にはメリットがありますが、実質的にはリストラできないコストとして、将来にツケを先送りしています。経営とは、将来予測されるリスクを回避する手を事前に打つ事だと思われそうですが、目先の売上にとらわれてリスクを抱え込む状況はほかにもあるのではないのでしょうか？

年金個人情報提供サービスのご案内

国民年金や厚生年金を受け取るのは原則65歳を過ぎてから。原則20歳から60歳までの40年間のうち、25年間以上は公的年金制度に加入して保険料を納めることが必要です。自分自身のことでありながら、年金の加入記録を管理することは、簡単ではありません。

特に、会社員やその配偶者については、会社が年金関係の手続きをするので、「よくわからないけど、年をとって年金がもらえないことはないだろう...」と漠然とと思っている人も多いでしょう。しかし、年金の加入記録をあまり気にしたことがない人でも、自分が将来どのくらい年金をもらえるのかは興味があるでしょう。

また、最近報道された年金納付記録漏れ問題等により、ご自分の加入記録について疑問を抱いた方も多くいらっしゃると思います。

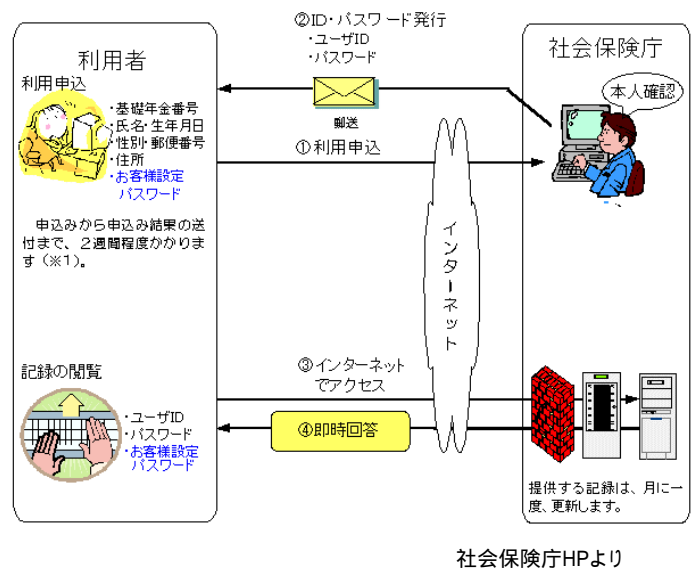
年金額の計算に欠かせない情報が、加入記録です。この年金加入記録がインターネットでいつでも調べられるようになりました。今回は、簡単で便利なインターネットを利用する年金加入記録の調べ方、「年金個人情報提供サービス」をご案内します。

年金個人情報提供サービスとは

国民年金や厚生年金の加入記録は、社会保険庁で管理されています。年金の加入記録は、社会保険事務所や年金相談センターで確認できますが、インターネットでも確認できます。

「年金個人情報提供サービス」は、年金の加入記録を管理する社会保険庁が行っています。このサービスでは、インターネットで年金の加入記録を24時間いつでも確認できます。確認することができる主な内容は以下のとおりです。

- ・年金加入記録(加入制度、加入期間等)
- ・厚生年金に加入していたときの会社名
- ・国民年金の月ごとの保険料の納付状況
- ・厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額 など



記録の更新のタイミングによっては実際の手続きから1~2ヶ月遅れた表示になることがありますが、毎月1回更新されます。このサービスを利用するには、利用申込を行ってネットワークに接続するためのユーザIDとパスワードの発行を受けます。手続きの流れは右図のとおりです。詳しくは、社会保険庁ホームページをご覧ください。

現在申込が集中しているため手続きに2週間以上かかる見込みです

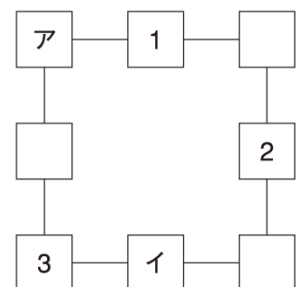
自分の加入記録が確認できると、将来の年金額が試算しやすくなります。特に厚生年金に加入する人は、これまでの標準報酬月額や標準賞与額の履歴を確認することができますので、インターネットを利用して年金額を試算してみましょう。社会保険庁のホームページで試算することができます。

頭の体操

図の の中に4から8までの整数をひとつずつ使って、横と縦の、3つの整数の和がそれぞれ同じになるように入れます。

ア、イにはどのような数が入りますか。
ただし、アは偶数とします。

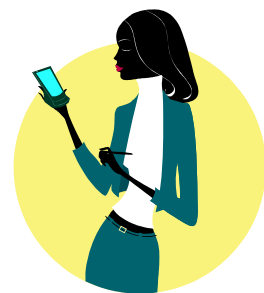
(鎌倉学園中学校)



回答はP.7の下部にあります (日能研HPより抜粋)

もしも加入記録が間違っていたら

年金加入記録を確認してみたら、「勤務していた会社の記録がぬけている」「確かに保険料を納めたはずなのに…」など、自分の記憶と違っていることがあるかもしれません。こういった場合、いくつかの原因が考えられます。具体例を挙げてみましょう。



年金手帳が2冊以上ある

年金手帳が2冊以上あると、それぞれを別の記録として管理している場合があります。また、年金手帳は1冊でも、平成9年の基礎年金番号制度が始まる以前に、国民年金(第1号被保険者または第3号被保険者)と厚生年金の両方に加入したことがあると記録がまとまっていない場合があります。年金手帳の加入記録を確認してみましょう。こういったケースに該当する場合は、年金手帳を持参し、最寄りの社会保険事務所で記録をまとめる手続きをしましょう。

第3号被保険者になったときの手続き忘れ

平成14年4月から第3号被保険者に種別が変わった時の手続きは、配偶者の勤務先の会社で手続きを行うようになりました。それ以前は、第3号被保険者に種別が変わる本人が市区町村の窓口で手続きを行わなければなりません。第3号被保険者は保険料の個人負担がないため、手続きを忘れて第3号被保険者に種別の変更が行われず、未納になっている可能性があります。届け出忘れの期間は、その当時第3号被保険者に該当していたと確認された場合は、さかのぼって保険料納付済期間に算入できます。早めに手続きをしましょう。

記録漏れ

何らかの理由で加入記録から漏れてしまっている場合があります。勤務していた会社名や所在地、勤務していた期間など覚えていることを書き出して、社会保険事務所で調べてもらいましょう。

このような事例に当てはまるものがあると、将来の年金額にも影響してしまいます。年金に加入(納付)した期間がきちんと年金額に反映されるよう、早めに手続きをしておきましょう。

[参考] ALL Aboutマネー-HP

One Point

「費用」「経費」「損金」はどこが違うのか！

広告宣伝費や給与、交際費など、会社が事業用に支出した金銭のことを「費用」や「経費」と呼びます。また、税務ではこれに加えて「損金」という呼び方も存在します。これらは同じ支出を指すものなのですが、実は微妙に意味合いが異なるのです。

一番、意味が広いのが「費用」です。一般的に会社が支出した金銭すべてを費用と呼びますが、会計上では「経済的価値の減少」を指し、減価償却費のように金銭の支出を伴わないものも含まれます。簡単に言えば、収入・収益の反対語にあたるのが費用といえます。

一方、もっとも限定的に使われる言葉が「損金」です。法人税の計算上、収益から差し引くことができる費用の額のことを損金といいます。会社が支出した費用はすべて損金にできるわけではありません。交通違反の罰金やいわゆる費途不明金などは損金にできませんし、交際費や役員に対する賞与、保険料などにも制限があります。また、不動産賃貸における保証金や開発費などの繰延資産のように損金化のルールが決められていたり、前払い費用のように損金にできる時期が決められているものもあります。

難しいのが「経費」です。ちなみに経費というのは「経営費用」の略称です。一般的に経費というときには損金を指していることが多く、たとえば「会社の必要経費になる」とか「経費として計上する」という場合は損金と同じ意味で使われています。

また所得税には損金という言葉がないため、所得税の計算で収入から差し引くことができる費用の額のことを「経費」「必要経費」といいます。



しかし、経費を費用と同じように広範囲に使う例も多いようです。「飲み代を経費で落とす」とか「 を経費として会社に申請する」などの場合、その飲み代や が交際費であれば必ずしも損金にできるわけではありませんから、この場合の経費は費用と同じ意味で使われていることとなります。

また、経費を「販売費・一般管理費」の総称として、「原価」と区別して呼ぶこともあります。

投資信託最新情報 ~ グリーンスパン発言「中国株はいずれ劇的収縮」

米連邦準備理事会(FRB)のグリーンスパン前議長が5月23日の講演で、「中国株ブームは持続不可能で、いずれ劇的な収縮が起きる」と発言。そんな懸念を表明するほど、過去の上昇は急ピッチであり、直近1年に限っても上海A株指数は約2倍、香港H株指数で約1.5倍と暴騰しています。(グラフ参照)

この発言があったあと、上海証券取引所と深セン証券取引所の人民元建てA株に連動しているCSI300指数に注目が集まりましたが、発言後も上昇を続け週末(25日)の終値で3985.25、週間の上昇率は5.5%となりました。

中国の投資家には、グリーンスパン氏の発言は余り影響しなかったということになりますが、グリーンスパン氏の発言には相応の根拠があるものと思われます。



株価収益率(PER)割高な水準に

Bloombergの報道によると、CSI300種指数の株価収益率(PER)は45となり、MSCI(モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)の新興市場指数の3倍に相当。これに対して日経平均のPERは23、香港のハンセン指数は16、米国のS&P500種株価指数は18に留まっているとのことです。確かに、PERだけが投資の絶対指標ではありませんが、市場全体で見るとその株価水準が割安であるか割高であるか、一定の判断材料となります。

また、市場に関して慎重な発言をするグリーンスパン氏の発言であることも踏まえると、中国市場にとっては未体験の株価水準に位置するだけに、今まで以上にリスク分散が重要と思われる。



中国本土「A株」、香港市場「H株」で配分比率の見直しを

最近では、値動きの良さを反映して中国A株(上海市場中心)だけを投資先とした投資信託も多く設定されています。一口に、中国株といっても、投資対象が香港市場の「H株」か、上海・深センの取引所に上場する中国本土の「A株」かによって値動きは大きく異なります。

香港市場は世界中の機関投資家も参加するため、日本や米国など他市場から極端に離れた値動きをすることは少なく、企業情報も基本的に国際会計基準に沿って開示されています。一方、上海・深センに上場する「A株」は、外国人の購入が厳しく制限されており、日本の個人投資家は原則、中国政府が認めた投信会社が運用する投資信託を通じ、間接的に投資することしかできません。中国バブル警戒派は、特に香港市場の「A株」よりも、上海・深セン市場の「A株」を指して、明らかに割高な水準まで買われていると主張しています。

高い経済成長が見込める中国は、中長期的な投資対象としての資格を備えていることも確かですが、ただ大きな調整に巻き込まれないためには、中国本土の「A株」だけでなく、内外の投資家にもまわっている香港市場の「H株」も含め、リスク分散をすることも一策だと思います。中国株や中国株投資信託を保有の方は、ぜひこの機会に検討してみてください。



図表 主な中国株ファンド情報(2007年5月末現在)

ファンド名	投信会社	設定日	基準価額 (5/28)	騰落率(%)			純資産 残高
				3カ月	6カ月	1年	
日興AM中国A株 ファンド(黄河)	日興アセット	2005年 2.28	34,706円	17.2	95.9	134.7	507億円
香港ブル<3>	野村アセット	2004年 10.29	14,853円	0.5	11.1	20.3	11億円
HSBCチャイナ オープン	HSBC アセット	2002年 1.31	36,072円	2.5	31.9	49.2	672億円
三井住友・ニュー チャイナ・ファンド	三井住友 アセット	2001年 10.22	19,694円	5.1	38.7	48.5	1,184億円

気をつけたい電話応対



ビジネス電話は、会社の「声の窓口」です。
最初に電話応対した人の対応により、相手に与える第一印象が決められてしまいます。
その第一印象は、わずか18秒以内で決まってしまうのです。
つまり、会社のイメージが18秒で決まってしまうといっても過言ではないのです。
そこで、普段何気なく使っている言葉遣いについて、確認してみましょう。

敬語について

- ・尊敬語(主語:相手)・・・相手を敬うときにつかいます。相手に直接敬意を表します。
動詞+「～れる・～られる」、「お～なる」など (EX.話される、お話になるなど)
- ・謙譲語(主語:自分、身内)・・・自分が謙って相手をたてます。間接的に相手への敬意を表します。
「お～する」など (EX.お話しするなど)
- ・丁寧語(主語:相手、自分)・・・表現自体を丁寧にします。自分、相手の区別なくつかいます。
語尾は「です。ます。ございます。」 名詞に「お」「ご」をつける (EX.私が します、お名前など)

社会的立場や役割によって相手を敬う適切な言葉遣いをする必要があります。

注意したいお客様対応用語

好ましくない用語	好ましい用語
会社の田中様でございますか	会社の田中様でいらっしゃいますね？
あとで電話しますか？	(こちらから)のちほどお電話いたしましょうか？
うちの会社に来てもらえませんか？	恐れ入りますが、私どもへお越しいただけますか？
もう一度言ってください	もう一度おっしゃっていただけますか？
それはわかりません	申し訳ございません、そちらはわかりかねます

さて、次の用語は好ましいでしょうか？

【Q1】 山田は本日お休みをいただいております	好ましくありません 「休み」の前に「お」はつけません。 「いただいております」は表現が間違っています。 好ましい用語としては、「山田は本日休んでおります」
【Q2】 お客様がおっしゃられています	好ましくありません 尊敬を表す慣用表現+「れる・られる」の二重敬語になっています 好ましい用語としては、「お客様がおっしゃっています」

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月11日(月)
4月決算法人の確定申告	申告期限 7月 2日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 7月 2日(月)
10月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 7月 2日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 7月 2日(月)
消費税の年税額が400万円超の1月・7月・10月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 7月 2日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 7月 2日(月)
個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	納 期 限 6月、8月、10月及び1月中 (均等割のみを課する場合 にあっては6月中)

「頭の体操」の解答 ア:8 イ:5

今月の名言録

思い悩む

人間は神様ではないのだから、何もかもが見通して、何もかもが思いのまま、悩みもなければ憂いもない、そんな具合にはゆかないのである。

悩みもすれば憂いもする。迷いもする。わからん、わからん、どうにも判断がつかん、どうにも決心がつかん、そんなことが日常しばしば起こってくる。

暮ならば、わからんままに石を打っても、別に人に迷惑をかけるわけではないけれど、人と人がたがいに濃密なつながりを持つこの世の中で、わからんわからんと思い悩んだままで仕事をすすめたら、とんでもない迷惑を人に与えてしまう。



わからなければ、人に聞くことである。己のカラにとじこもらないで、素直に謙虚に人の教えに耳を傾けることである。それがどんな意見であっても、求める心が切ならば、そのなかから、おのずから得るものがあるはずである。

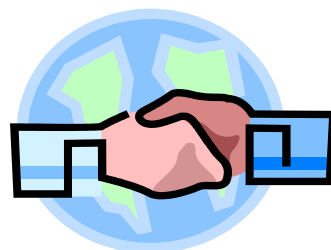
おたがいに、思い悩み、迷い憂えることを恥じるよりも、いつまでも己のカラにとじこもって、人の教えを乞わないことを恥じたいと思うのである。

「道をひらく」(松下幸之助著、PHP刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

